

令和4年度

市有地（矢畑池）  
条件付売却募集要領

この入札に参加するには事前に申込みが必要です。

入札日：令和4年7月28日（木）

【参加申込受付期間：7/8（金）～7/14（木）】

入札に参加を希望する方は、この募集要領をよく読み、内容を十分に把握した上で、ご参加ください。

泉佐野市総務部総務課管財係

電話 072(463)1212

（内線 2254）

# 市有地（矢畑池）条件付売却募集要領

本要領は、市有地の売却に係る入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び買受人が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は次の事項を了承の上、申し込まれますようお願いいたします。

## 1. 売買（入札）物件

土地の所在地	地目	公簿面積	参考面積
泉佐野市上町1丁目6195番1	ため池	11,986㎡	6,734㎡
泉佐野市上町1丁目6195番2	堤	816㎡	816㎡
計		12,802㎡	7,550㎡

※本売買物件は、土地境界確定測量は実施していません。

※6195番1（ため池）の参考面積は、水面部分を図上求積した概算の数値です。

※契約締結後に面積の不足が生じた場合でも泉佐野市に対して異議申立てをすることはできません。

## 2. 売却の方法

一般競争入札の方法により行います。

## 3. 最低売却価格

¥160,000,000円

## 4. 契約にあたって付する主な特約

### （1）土地利用条件等

- ①. 買受者は、工事着手前に本要領の条件等を厳守した土地利用計画書を泉佐野市総務課に提出し、承認を受けてください。
- ②. 買受者は、契約締結の日から起算して5年以内に、上記アの土地利用計画書に基づいた都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発工事を完了してください。

### （2）用途の制限

- ①. 公序良俗に反する使用の禁止

泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）第2条第1号、

第2号及び第3号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びその構成員の活動のために利用するなど公序良俗に反する用途

②. 風俗営業等の禁止

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の事務所の用途

③. 営業 種別の禁止

自動車教習場、馬券・車券発売所、自動車修理工場、葬儀場、畜舎を行う施設

(3) 土地の境界確定について

売買物件の土地境界確定測量（一部明示結了有り）は実施していません。よって買受者の負担において土地境界確定を完了してください。なお明示が結了している箇所については、本市から提供する資料に基づき隣接土地所有者と確認の上、境界票等の復元を行ってください。ただし復元が困難な場合は、隣接土地所有者と協議し買受者の責任において境界標等を設置して下さい。

また隣接地からの越境物があります。越境物の処理については、泉佐野市に対して関与を求めず、いかなる請求も行うことはできません。

(4) 開発道路の整備について

条件工事施工箇所図（29ページ）の開発工事を行う場合、売買物件周辺にある家屋・工場及び田畑等は、売買物件内の堤部分又は里道等を通行し公道への出入りを行っているため、現状の機能を損なうことのないように買受者の負担において開発道路の配置を計画し整備してください。

また売買物件内にガス管及び水道管の地下埋設物が占用されているので買受者の負担において埋設物を調査し、移設及び改修工事を行ってください。

なお工事完了後、泉佐野市の工事完了検査を受け、工事完了の承認を受けてください。承認後に買受者の負担において当該開発道路用地の分筆登記を行い泉佐野市へ帰属してください。

(5) 水路整備について

売買物件の埋め立て工事着工前に、条件工事施工箇所図（29ページ）及び水路整備図（平面・縦断）（30ページ）の記載内容及び次のことについて厳守し買受者の負担において水路整備を行ってください。

①. 売買物件の隣接地からの雨水排水等は当該整備水路へ流れ込むように対策を講じること。

②. 工事着工前に泉佐野市下水道整備課と協議し整備内容を十分に把握しておく

こと。

- ③. 工事完了後、泉佐野市の工事完了検査を受け、工事完了の承認を受けること。
- ④. 承認後に当該水路用地の分筆登記を買受者の負担において行い泉佐野市へ帰属すること。

#### (6) 調整池の整備について

売買物件の埋め立て工事着工前に、条件工事施工箇所図（29ページ）の記載内容及び次のことについて厳守し買受者の負担において調整池を整備してください。

- ①. 開発区域の地下部分に設置し暗渠型にすること。
- ②. 必要貯留量320t以上とすること。
- ③. オリフィスφ100mmを設置すること。
- ④. 開発工事中は、調整池に土砂が堆積しないように水路整備図（30ページ）に記載の沈砂池を設置すること。
- ⑤. 工事着工前に泉佐野市下水道整備課と協議し整備内容を十分に把握しておくこと。
- ⑥. 工事完了後、泉佐野市の工事完了検査を受け、工事完了の確認を受けること。
- ⑦. 承認後に当該調整池用地の分筆登記を買受者の負担において行い泉佐野市へ帰属すること。

#### (7) 井戸設備工事について

条件工事施工箇所図（29ページ）及び井戸整備図（31ページ）の記載内容及び次のことを厳守し買受者の負担において井戸設備を行ってください。

- ①. 掘削深度200m以上、杭井φ300ASGP、揚水管φ100ASGP、水中モーターポンプ（100AMST・22KW-4CW4段）、24Hタイマー付きの井戸設備を売買物件の埋め立て工事着工前に整備すること。
- ②. ブロック積、軽量天板葺きの井戸管理施設を設置すること。
- ③. 井戸から汲み上げた水の放流先はφ100mm管で地元水利組合が管理する水路に放流すること。
- ④. 工事着工前に泉佐野市農林水産課及び地元水利関係団体と協議し整備内容を十分に把握しておくこと。
- ⑤. 工事完了後、揚水試験、坑内洗浄、水道法40項目を実施し泉佐野市及び地元水利関係団体の工事完了検査を受け、工事完了の承認を受けること。
- ⑥. 承認後に井戸管理施設等の用地を買受者の負担において分筆登記し泉佐野市へ帰属し、井戸設備は地元水利組合へ帰属すること。

#### (8) 公共空地の配置について

売買物件内にある都市計画道路（泉佐野王子線）に指定されている区域は、公共空

地として計画し開発工事をおこなってください。別図4参照。

(9) 権利設定等

買受者は、売買物件の買戻特約の登記を抹消するまでは、売買物件の所有権の移転もしくは、地上権、質権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定することができません。

(10) 義務の承継

本契約の締結の日から10年間に、所有権の移転もしくは、地上権、質権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定を行う場合には、その後の譲受人に前記(2)用途の制限に定める義務を承継させてください。

(11) 売買物件の利用、又は管理するにあたっては、以下のことを厳守してください。

- ①. 地元町会及び近隣住民に対し、丁寧な対応を心がけ、工事着手前に工事説明を必ずおこなうこと。
- ②. 工事施工の際は、騒音、振動、埃等を抑えるよう配慮して作業を行うこと。
- ③. 工事施工の際の、工事車両の通行にあたっては、道路管理者及び地元町会と協議し、十分な安全対策を講じるとともに、近隣住民に迷惑のかけることのないよう配慮すること。
- ④. 売買物件を埋め立てる際の土砂等については、産業廃棄物等の有害物質が混入している土砂等を般入しないこと。
- ⑤. 引き渡し後の売買物件の管理は、近隣住民に迷惑のかけることのないよう除草等を適正におこなうとともに、侵入防止柵等を設置するなど十分な安全対策を講じること。

(12) 実地調査等

契約の履行について確認するために、本市が必要であると認めるときは、実地調査等に協力すること。

(13) 違約金

- ① (2)に違反した場合は、売買契約締結の日から10年間に限り、売買代金の100分の30を違約金として泉佐野市に支払わなければならない。
- ② (12)に違反した場合は、売買契約締結の日から10年間に限り、売買代金の100分の10を違約金として泉佐野市に支払わなければならない。
- ③ 買受者が契約に違反し、泉佐野市がこの契約を解除したときは、売買代金の100分の30を違約金として泉佐野市に支払わなければならない。

#### (14) 買戻特約

泉佐野市が売買物件の契約を解除したときは、売買物件の買戻しをすることができます。

また、所有権移転と同時に、買戻特約登記をおこない、買戻し期間は10年間とします。ただし、都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に基づいた工事が完了し、当該工事完了検査済証の交付を受けた場合は、買受者の請求により抹消することができます。

### 5. その他注意事項

- (1) 売買物件は、現状有姿での引渡しとなります。したがって、フェンス等を含むものとし、除草等の対応はしません。現地及び周辺環境の状況は必ず入札参加者自身でご確認ください
- (2) 売買物件の敷地内にゴミ、ガラ、粉砕、埋設物等が存在した場合の撤去に要する費用等は買受者の負担となります。
- (3) 売買物件の土壌汚染対策に基づく土壌汚染調査は行っていません。買受者は、売買物件に土壌汚染が判明した場合でも、売買代金の減額、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできないものとし、泉佐野市は一切の責任を負わないものとします。
- (4) 売買物件の地盤改良工事の費用等は買受者の負担とします。参考資料として地盤調査報告書（33ページ）を添付しています。
- (5) 各種供給処理施設（ガス・上下水道・電話・電気等）の利用に当たっては、各供給機関と十分協議してください。なお、利用に当たって必要な工事等については、買受人の負担において行ってください。
- (6) 建築行為をするにあたっては、都市計画法、建築基準法等の各種関連法令、大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例、泉佐野市開発指導要綱等を遵守する必要がありますので、事前に関係機関に確認してください。
- (7) 売買契約締結の日から売買物件の引き渡しの日までの間において、泉佐野市の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は買受者の負担とします。
- (8) 買受者は、売買契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。ただし、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者に該当する場合は、売買物件の引き渡しの日から2年間、先の権利を行使することができます。

- (9) 買受者は、売買契約に定める義務を履行しないために本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

## 6. 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての入札参加資格要件を満たす法人又は個人とします。

また、2名以上の連名（共有）にすることも可能ですが、連名者全員が入札参加資格要件を満たしていることが必要です。

- (1) 泉佐野市税について滞納していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項各号に該当しないと認められる者
- (3) 過去3年間に次の事項に該当しない者であること。
  - ① 泉佐野市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 泉佐野市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が泉佐野市と契約を締結すること又は泉佐野市との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により泉佐野市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなくて泉佐野市との契約を履行しなかった者
  - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (4) 泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例28号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立

てをなされなかった者とみなす。

- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

## 7. 現地見学会

次のとおり、現地見学会を行います

- (1) 日 時 令和4年7月5日（火）午後1時30分から ※雨天決行  
(2) 集合場所 売買物件の所在地



- (3) 申し込み 令和4年7月1日（金）午後5時までに、法人名（又は個人名）、参加人数（3名以内）、代表者名及び連絡先を泉佐野市総務部総務課へ電子メールにより申し込んでください。

※電子メールアドレス：[soumu@city.izumisano.lg.jp](mailto:soumu@city.izumisano.lg.jp)

- (4) 注意点
- ・現地見学会に不参加の場合は、現地説明における内容をすべて了知されているものとみなします。
  - ・現地（売買物件）には駐車場がありません。よって泉佐野市役所来庁者駐車場及び公共交通機関等を利用ください。

## 8. 入札参加申込み

- (1) 受付期間及び日時

令和4年7月8日（金）から平成4年7月14日（木）まで

時間：午前8時45分から午後5時15分まで



(2) 受付場所 泉佐野市役所 2階 総務課 管財係

(3) 申込方法

提出書類を、受付期間内に受付場所までご持参ください。

郵送での受付はできません。

(4) 提出書類

① 市有地売却（一般競争入札）入札参加申込書兼誓約書（様式第1号）

② 泉佐野市暴力団排除条例にかかる誓約書（様式第2号）

③ 役員調書（様式第3号）※法人の場合のみ

◇添付書類◇

ア. 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※法人の場合のみ

イ. 印鑑証明書

ウ. 納税証明書※又は（様式第7号）証明書  
（泉佐野市税に未納がないことの証明）

※ア. イ. ウは発行後3ヶ月以内のものに限ります。

※共有で申し込まれる場合は、全員の書類が必要です。

※泉佐野市に課税対象がない場合は、様式7号による証明書が必要です。

(5) 入札参加申込受付済書（参加証）の交付

受付手続き終了後、市有地売却（一般競争入札）入札参加申込書兼誓約書に受付印を押印した写し（入札参加証）を交付するので、入札当日ご持参ください。

(6) 留意事項

① 落札後の売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行います。

② 入札日までの間は申込者名、申込者数等は公表いたしません。

③ 申込み後の辞退は可能ですが、速やかに（必ず入札日の前日までに）辞退届を提出してください。（辞退届の様式は自由ですが、A4サイズ用の紙に参加を辞退する旨及び、申込者名・所在地・連絡先・担当者名を明記のうえ、印鑑登録された印（実印）を押印して作成し、先に交付済の入札参加証とともに提出してください。）

④ 入札参加資格の確認のため、提出された書類の情報を警察機関へ照会します。

⑤ 入札参加申込書提出後、入札参加資格を満たさないことが判明した場合は入札参加資格を取り消します。

⑥ 共有で申し込まれた場合、ひとりでも入札参加資格を満たさないことが判明した場合は、申込者全員の入札参加資格を取り消します。

## 9. 入札保証金

下記のとおり入札保証金の納付の受付を行います。入札保証金の納付がないと入札には参加できません。

入札保証金は、入札保証金納付書（様式第4号）により、入札金額の100分の5以上の金額の保証小切手を納付してください。現金による納付は受付できません。

(1) 日 時 令和4年7月28日（木）午前9時30分開始

(2) 場 所 泉佐野市役所 2階 総務課

【保証小切手の見本】

同一	小 切 手		銀行 渡 り
	支払地 ○○○ 株式会社○○銀行○○支店		
	金額 ￥		
	上記の金額を 持参人 様へこの小切手と引替えにお支払ください。		
	振出日	令和 年 月 日	
	振出地	○○○	
	振出人	株式会社○○銀行○○支店 支店長 ○○○○ 印	

※注 ① 振出人、支払人とも同一金融機関であること

② 振出日から起算して5日以内のものに限る

③ 大阪手形交換所に加盟する金融機関が振り出した小切手であること

(3) 入札保証金の取り扱い

① 入札保証金には利息は付しません。

② 入札保証金は、落札者を除き入札終了後、入札場所において直ちに返還します。

③ 落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができます。

④ 落札者が、期限までに売買契約を締結しないときは、入札保証金は、本市に帰属します。

## 10. 入札の日時及び会場等

(1) 日 時 令和4年7月28日（木） 午前10時00分開始

※受付は、入札開始時刻の30分前から行います。

※入札開始時間に遅れた場合は、入札には参加できません。

(2) 場 所 泉佐野市役所 地下会議室

## 11. 入札方法等

### (1) 持参する物

- ① 入札参加申込受付済書（参加証）
- ② 印鑑 入札参加申込書に押印した印鑑（実印）をご持参ください。  
※代理人が入札される場合には、委任状に押印した代理人使用印をご持参ください。
- ③ 入札保証金納付書（当日納付し納付済み領収印の押してあるもの）
- ④ 委任状（様式第5号） ※代理人により入札しようとする場合
- ⑤ 筆記用具（黒ボールペン）

### (2) 入札方法等

- ① 入札参加者は、所定の入札書（様式第6号）に必要事項を記載し、記名・押印の上、所定の入札箱に投函してください。
- ② 入札書は、当日入札室にてお渡ししますが、市ホームページに掲載している入札書を印刷し、事前に記入されたものを使ってもらえません。
- ③ 入札は、代理人に行わせることができます。この場合は、申込者本人の委任状（様式第5号）が必要となります。委任状は、入札受付時に提出してください。
- ④ 入札書の押印は、印鑑登録された印（実印）を使用してください。  
代理人が行う場合は、委任状に押印された代理人使用印を使用してください。
- ⑤ 入札書の書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

### (3) 入札の無効

次にいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札参加資格のない者が行った入札
- ② 入札事項について、必要な文字を欠き、又は判読できない入札
- ③ 入札書に記名押印がない入札
- ④ 入札金額を訂正した入札
- ⑤ 入札金額が最低売却価格に達しない入札
- ⑥ 入札保証金を納付しない者又はその金額が所定の額に満たない者が行った入札
- ⑦ 入札者若しくはその代理人が、他の入札代理人となり入札をした入札
- ⑧ 入札に関し、不正の入札の行為をした者が行った入札
- ⑨ 入札に関する条件に違反した入札

### (4) 入札の中止又は延期

不正な入札が行われる恐れがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

なお、入札を中止又は延期した場合においては、入札者及び入札に参加しようとする者が損害を被っても、泉佐野市はその責任を負いません。

## 12. 入札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札後直ちに入札者の立ち会いの下で行い、泉佐野市があらかじめ定める最低売却価格以上の価額で、有効かつ最高の価額をもって入札したものを落札者とします。
- (2) 開札の結果、入札最高金額が最低売却価格に達していないときは、再入札は行わず、入札を打ち切ります。
- (3) 落札者となる同価額の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引いていただき落札者を決定します。なお、この抽選は辞退できないものとしてします。
- (4) 落札者は、その権利を他者に譲り渡すことはできません。

## 13. 売買契約の締結等

- (1) 本物件の契約は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会に付すべき契約及び財産の取得または処分についての条例（平成13年泉佐野市条例第22号）により、議会の議決を付さなければならないため、落札者は令和4年8月12日（金）までに泉佐野市役所において土地売買仮契約を締結してください。  
泉佐野市議会の議決が得られたときに仮契約から本契約になります。ただし泉佐野市議会の議決が得られないときは、仮契約は無効となり、この場合、本市は損害賠償の責は負いません。
- (2) 上記期限までに契約を締結されない場合には落札は無効となり、入札保証金は泉佐野市に帰属することになります。
- (3) 売買契約と同時に、契約保証金（売買代金の10%以上に相当する金額）を支払っていただきます。この際、入札時に納付した入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

## 14. 売買代金の納付方法等

売買代金と契約保証金との差額を泉佐野市議会の議決が得られた後に発行する納入通知書により、納入通知書発行日から起算して30日以内に泉佐野市会計窓口へ納付してください。

納付期限までに売買代金が完納されないときは、契約保証金は泉佐野市に帰属することになります。

## **15. 所有権の移転及び物件の引き渡し**

売買物件の所有権は、売買代金が完納されたときに移転するものとし、同時に売買物件を引き渡したものとします。

## **16. 所有権移転登記等**

- (1) 売買代金完納後、泉佐野市が所有権移転等の登記を行います。
- (2) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記及び買戻権の設定登記並びに抹消登記に必要な登録免許税は、買受者の負担となります。

## **17. 入札結果の公表**

開札の結果については、その内容（物件所在地、地目、面積、法人名（又は個人名）、所在地（※法人の場合のみ）落札金額）を本市ホームページ上で公開いたします、入札参加者は、このことを了承したうえで参加されているものとみなします。

## 市有地売買仮契約書

売渡人 泉佐野市（以下「甲」という。）と 買受人 （以下「乙」という。）は、市有地（矢畑池）条件付売却募集要領（以下「要領」という。）に基づき、次のとおり土地売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（本契約）

第2条 この契約書は、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、泉佐野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分についての条例（平成13年泉佐野市条例第22号）により議会の議決（以下「議決」という。）を得られたとき、本契約とする。ただし、議会の議決が得られないとき、この仮契約は無効となり、本市は損害賠償の責を負わないものとする。

（売買物件）

第3条 売買物件は、末尾記載のとおりとする。

（売買代金）

第4条 売買代金は、金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする。

2 乙は、議会議決後速やかに発行する納入通知書により、納入通知書発行日から起算して30日以内に泉佐野市役所内会計課において、甲に納入しなければならない。

（契約保証金）

第5条 乙は、契約保証金として金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を、この仮契約と同時に、甲の指定する方法により甲に納入しなければならない。

2 甲は、乙が前条第2項に定める義務を履行したときは、前項に定める契約保証金を乙に還付する。ただし、乙の請求によりこれを売買代金の一部に充当することができる。

3 甲は、乙が前条第2項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は甲に帰属させることができる。乙の責に帰すべき事由により契約が無効または履行不能となった場合においても、また同様とする。

4 第1項に定める契約保証金には利子は付さない。

（延滞金）

第6条 乙が第4条に規定する売買代金の納入を同条に規定する期日までに行わず延滞した場合、乙は、甲に納入期日の翌日から納付した日までの日数に応じて当該代金に対し年7.3パーセントを乗じて得た金額（100円未満の場合を除く。）を延滞金として支払わなければならない。この場合における計算方法は、1年を365日として日割計算とする。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（前条の延滞金がある場合はこれを含む。）の納入を完了したときに、甲から乙に移転したものとする。

2 売買物件は、前項の規定により、その所有権が移転したとき、越境物を含めた現状有姿のまま乙に対して引渡しがあったものとする。なお乙は、越境物の処理について本、市に一切の関与を求めず、いかなる請求も行うことはできない。

（所有権の移転登記等）

第8条 乙は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 乙は必要な書類等を、予め甲に提出するものとする。

（危険負担等）

第9条 この契約締結の日から売買物件の引き渡しの日までにおいて、甲の責めに帰さない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害が生じたときは、その損害は、乙の負担とする。

（担保責任）

第10条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他かくれた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、この契約締結時の日から2年間は、この限りではない。

（指定用途等）

第11条 乙は事業の着手に先立ち、要領に定める土地利用条件に適合している土地利用計画書を甲に提出し、甲に承認を受けなければならない。

2 乙は、この契約締結の日から起算して、5年以内に前項の土地利用計画書に沿った都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に基づいた工事が完了し、当該工事完了検査済証の交付を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により乙が甲と協議し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

（用途の制限）

第12条 乙は、売買物件を次の各号に掲げる用途に供してはならない。

- （1）泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野条例28号）第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びその構成員の活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはいけない。
- （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業の事務所の用に使用してはいけない。
- （3）自動車教習所、馬券・車券発売所、自動車修理工場、葬儀場、畜舎

（土地境界確定）

第13条 乙は、売買物件の土地境界確定測量を完了しなければならない。

- 2 乙は、明示が終了している箇所においては、本市から提供する資料に基づき隣接土地所有者と確認の上、境界票等の復元をおこなわなければならない。ただし復元が困難な場合は、隣接土地所有者と協議し乙の責任において境界標等を設置するものとする。
- 3 前2項に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(開発道路整備)

第14条 乙は、条件工事施工箇所図(別図1)に示す開発工事を行う場合、売買物件周辺にある家屋、工場及び田畑等の公道への出入りを確保し、現状の機能を損なうことのないように開発道路の配置を計画し整備しなければならない。

- 2 乙は、売買物件内にガス管及び水道管の地下埋設物が占用されているので埋設物を調査し、移設及び改修工事を行わなければならない。
- 3 乙は、開発道路整備完了後、本市の工事完了検査により工事完了の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認後に乙は、開発道路用地の分筆登記を行い本市へ帰属しなければならない。
- 5 前4項に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(水路整備)

第15条 乙は、売買物件の埋め立て工事着工前に(別図1)条件工事施工箇所図及び(別図2)水路整備図(平面・縦断)に示す記載内容及び次のことについて厳守し水路を整備しなければならない。

- (1) 売買物件の隣接地からの雨水排水等は当該整備水路へ流れ込むように対策を講じなければならない。
  - (2) 工事着工前に本市下水道整備課と協議し整備内容を十分に把握しなければならない。
  - (3) 工事完了後、本市の工事完了検査により工事完了の承認を受けなければならない。
  - (4) 前号の承認後に当該水路用地を分筆登記し本市へ帰属しなければならない。
- 2 前項に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(調整池整備)

第16条 売買物件の埋め立て工事着工前に、(別図1)条件工事施工箇所図の記載内容及び次の各号に定める事項を厳守し調整池を整備しなければならない。

- (1) 公共用地の地下部分に設置し暗渠型にする。
  - (2) 必要貯留量320t以上とする。
  - (3) オリフィスφ100mmを設置する。
  - (4) 開発工事中は、調整池に土砂が堆積しないように(別図3)水路整備図に記載の沈砂池を設置する。
  - (5) 工事着工前に本市下水道整備課と協議し整備内容を十分に把握する。
  - (6) 工事完了後、本市の工事完了検査により工事完了の承認を受けなければならない。
  - (7) 前号による承認後に当該調整池用地の分筆登記を行い本市へ帰属する。
- 2 前項に要する一切の費用は、乙の負担とする。



(井戸設備整備)

第17条 (別図1) 条件工事施工箇所図及、(別図3) 井戸整備図の記載内容及び次の各号に定める事項を厳守し井戸設備を整備しなければならない。

- (1) 掘削深度200m以上、杭井φ300ASGP、揚水管φ100ASGP、水中モーターポンプ(100AMST・22KW-4CW 4段)、24Hタイマー付きの井戸設備にする。
- (2) ブロック積、軽量天板葺きの井戸管理施設を設置する。
- (3) 井戸から汲み上げた水の放流先は、φ100mm管で中庄水利組合が管理する水路に放流する。
- (4) 工事着工前に本市農林水産課及び中庄水利組合と協議し整備内容を十分に把握する。
- (5) 工事完了後、揚水試験、坑内洗浄、水道法40項目を実施し本市及び中庄水利組合の工事完了検査により承認をもらわなければならない。
- (6) 承認後に井戸管理施設等の用地を分筆登記し本市へ帰属し、井戸設備は中庄水利組合へ帰属する。

2 前項に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(公共空地の配置)

第18条 乙は、売買物件内にある都市計画道路(泉佐野王子線)に指定されている区域を公共空地として計画し開発工事をおこなわなければならない。

(権利の設定等)

第19条 乙は、第24条に定める買戻特約の登記を抹消するまでは、売買物件に地上権、質権、賃借権その他使用収益を目的とする権利の設定、又は売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をしてはならない。ただし、やむを得ない事由により、乙が甲と協議し、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(義務の承継)

第20条 乙は、この契約締結の日から10年間に売買物件の所有権を第三者に移転するときは、当該第三者に第11条の規定を引き継ぐとともに遵守させなければならない。

2 前項における当該第三者の第11条に定める義務違反に対する責務は、乙が負わなければならない。

(実地調査等)

第21条 甲は、この契約の履行について必要があると認めるときは、乙に対して、その履行状況を確認するため、実地調査を行い、又は乙から必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙はその調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第22条 甲は、次のいずれかに該当することが明らかになった場合、この契約を解除することができる。

- (1) 要領で定める入札参加資格を偽る等、不正な行為によりこの契約を締結したとき

- (2) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続き開始の申立て（自己申立てを含む。）等があったとき
- (3) 法人が合併され、又は解散した場合で、甲と乙の協議によって、この契約に定める義務が履行される見込みがないとき
- (4) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき

(買戻しの特約)

第23条 甲は、前条の定めによりこの契約を解除したときは、売買物件を買戻すことができる。

(買戻しの登記)

第24条 甲及び乙は、所有権移転登記と同時に、前条第1項に定める買戻特約の登記を行うものとする。

2 前項の期間は、この契約締結の日から10年間とする。

3 甲は、前項の期間満了前であっても、都市計画法第29条の規定による開発行為の許可に基づいた開発検査済証の交付を受けた後は、乙の請求により、この登記を抹消できるものとする。

(返還金等)

第25条 甲は、甲がこの契約を第22条の定めによりこの契約を解除したときは、乙が第27条に定める義務を完全に履行した後、乙が第4条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利子は付さない。

2 甲が契約を解除したときは、乙は自らが負担した契約の費用及び売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することはできない。

(違約金)

第26条 乙は、甲がこの契約を第22条の定めにより契約を解除したときは、違約金として第4条に定める売買代金の100分の30に相当する額を支払わなければならない。

2 乙は、第11条（用途の制限）に定める義務に違反したときは、この契約締結の日から10年間に限り、第4条に定める売買金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。

3 乙は、第17条（実地調査等）に定める義務に違反したときは、この契約締結の日から10年間に限り、第4条に定める売買金額の100分の10に相当する額を支払わなければならない。

(原状回復義務等)

第27条 乙は、甲が第22条の定めにより契約を解除したときは、甲の指定する期日までに次の各号に定める事項を実行しなければならない。

- (1) 売買物件について設定された抵当権、その他売買物件の完全な所有権の行使を妨げる権利を消滅させること
- (2) 甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする

(3) 買物件に存在する建物及びその他の工作物等を収去し、売買物件を第7条の引渡し時の原状に復して返還すること。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めたときは、乙は、甲に対し現状のまま返還することができるものとする

2 前項第3号ただし書により売買物件を返還したときは、当該売買物件内に残置したものの所有権はすべて甲に帰する。なお、これにより、乙が損害を被っても甲に対して一切の請求をすることができない。

3 乙は、前々項第3号ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

#### (使用料相当損害金)

第28条 乙は、甲が第22条の定めにより契約を解除したときは、次の各号に定める使用料相当額を損害金として甲に支払わなければならない。

(1) 第7条の定めにより売買物件の引渡しを受けた日から、甲がこの契約の解除又は買い戻し権の行使を通知した日までの使用料相当額

(2) 甲がこの契約の解除又は買い戻し権の行使を通知した日の翌日から、前条第1項に定める義務を完全に履行して売買物件を甲に返還する日までの間の使用料相当額

2 前項の使用料相当額は、第4条に定める売買代金に年率7.3パーセントを乗じて算出するものとする。

#### (損害賠償)

第29条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、第28条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

#### (第三者に生じた損害の責任)

第30条 甲が第22条の定めによりこの契約を解除したとき及び第23条に基づき売買物件を買い戻したとき、これにより乙又は第三者に損害が生じても甲はその責任を負わない。

#### (返還金からの控除)

第31条 甲は、第25条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、乙は甲に対して別途これを支払わなければならない。

(1) 第26条に定める違約金

(2) 第27条第1項第2号に定める登記費用等

(3) 第27条第3項に定める損害賠償金

(4) 第28条第1項に定める使用料相当額

(5) 第29条に定める損害賠償金

#### (法令等の遵守)

第32条 乙は、売買物件を利用するにあたっては、都市計画法、建築基準法等の各種関係法令及び大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例並びに泉佐野市開発指導要綱等を遵守しなければならない。

(公害等の防止)

第33条 乙は、電波障害、騒音、風害及び日照阻害等の防止に留意するとともに、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

(上下水道等)

第34条 乙は、上下水道、電気、ガス及び電話等の供給を受ける際は、各々の供給者及び施設管理者等と協議の上、自らの負担により責任を持って工事等を行わなければならない。

(地下埋設物等)

第35条 売買物件の地下埋設物を撤去するときの費用はすべて乙の負担とする。

2 売買物件は、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査は行っていない。乙は、売買物件に土壌汚染が判明したときについても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとし、甲は、一切責任を負わないものとする。

(地元協議等)

第36条 乙は、売買物件を利用、又は管理をするにあたっては、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

- (1) 地元町会及び近隣住民に対し、丁寧な対応を心がけ、工事着手前に工事説明を必ずおこなうこと。
- (2) 騒音、振動、埃等を抑えるよう配慮して作業を行うこと。
- (3) 工事車両の通行にあたっては、道路管理者及び地元町会と協議し、十分な安全対策を講じるとともに、近隣住民に迷惑のかけることのないよう配慮すること。
- (4) 売買物件を埋め立てる際の土砂等については、産業廃棄物等の有害物質が混入している土砂等を般入しないこと。
- (5) 売買物件の引き渡し後の管理については、近隣住民に迷惑のかけることのないよう除草等を適正におこなうとともに、侵入防止柵等を設置するなど十分な安全対策を講じること。

(契約費用等の負担)

第37条 次に掲げる費用は乙の負担とする。

- (1) この契約の締結に要する費用
- (2) 所有権移転登記及び買戻権の設定登記並びに抹消登記に要する費用

(管轄裁判所)

第38条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第39条 この契約の定める事項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売渡人 甲 泉佐野市市場東一丁目1番1号  
泉佐野市  
代表者 泉佐野市長 千代松 大 耕

買受人 乙

物件の表示

土地の所在地	地目	面積
泉佐野市上町1丁目6195番1	ため池	11,986㎡
泉佐野市上町1丁目6195番2	堤	816㎡

(様式第1号)

※受付印

## 市有地売却（一般競争入札）入札参加申込書 兼 誓約書

泉佐野市が実施する市有地売却につき、下記事項を誓約のうえ、必要書類を添えて下記物件の入札参加を申し込みます。

- 1 私は「市有地（矢畑池）条件付売却募集要領」に記載する入札参加の要件を満たしています。
- 2 私は「市有地（矢畑池）条件付売却募集要領」、売買物件の現状及び法令上の規制等をすべて承諾のうえ入札に参加します。後日、これらについて一切の責を泉佐野市に要求いたしません。

泉佐野市長 様

令和 年 月 日

入札参加申込者

住 所

氏名又は法人名

及び代表者名

(実印)

【共有者】

住 所

氏名又は法人名

及び代表者名

(実印)

土地の所在地	面積
泉佐野市上町1丁目6195番1 他1筆	12,802㎡

連絡先 担当部署 \_\_\_\_\_ 担当者 \_\_\_\_\_  
 電話番号 ( ) - \_\_\_\_\_ FAX ( ) - \_\_\_\_\_

※共有で申込まれる場合は、入札参加申込者の欄に、共有者を代表して入札手続（入札保証金の納付、入札書の記入等）を行う者を記入してください。

泉佐野市長 様

入札参加申込者

住 所

---

氏名又は法人名

及び代表者名

(実印)

---

【共有者】

住 所

---

氏名又は法人名

及び代表者名

(実印)

---

## 誓 約 書

私は、泉佐野市が泉佐野市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

この誓約に違反又は虚偽があったことにより、当方が不利益を被ったとしても一切異議は申し立てません。

- 1 私は、次の契約に際して、私又は私の法人その他役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。

【契約物件の表示】 泉佐野市上町1丁目6195番1 他1筆

- (1) 泉佐野市暴力団排除条例第2条第1号、第2号及び第3号に規定している者
- (2) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (3) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

- 2 私は、泉佐野市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が泉佐野市から大阪府警察泉佐野警察署及び大阪府警察本部に提供されることに同意します。

- 4 私が本誓約書に違反した場合には、泉佐野市暴力団排除条例及び泉佐野市公共工事等及び売払い等に関する暴力団排除措置要綱に基づき、泉佐野市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

- 5 私は、当契約に関することについて、暴力団等から不当介入等を受けた場合は、泉佐野市長に報告し、所轄警察署に届出します。

(様式第3号)

令和 年 月 日

## 役員(個人)調書

泉佐野市長 様

住 所

氏名又は法人名  
及び代表者名

(実印)

当社役員(個人)は、次のとおりです。

氏 名	役職名	住 所 (生年月日)
(フリガナ)		
		大正・昭和・平成 年 月 日生
(フリガナ)		
		大正・昭和・平成 年 月 日生
(フリガナ)		
		大正・昭和・平成 年 月 日生
(フリガナ)		
		大正・昭和・平成 年 月 日生
(フリガナ)		
		大正・昭和・平成 年 月 日生
(フリガナ)		
		大正・昭和・平成 年 月 日生

※法人で申し込まれる場合、法人登記簿に記載されている役員全員(代表者を含む)を記載してください。



令和 年 月 日

# 入札保証金納付書

泉佐野市長 様

入札参加申込者

住 所

氏名又は法人名

及び代表者名

(実印)

代 理 人

住 所

氏 名

(代理人使用印)

市有地売却に係る一般競争入札（入札物件：泉佐野市上町1丁目6195番1  
他1筆の入札保証金を、次のとおり納付します。）

領収日  
付印

記

保 証 金 額		円		
種 別	支払地		記号番号	備 考 (発行年月日)
	金融機関名	支店名		
銀行支払保証 小切手	銀行	支店		
落札者以外には本日還付いたします。				
令和 年 月 日				
上記の保証金の還付を受取りました。		氏名	印	

(注) 1. 入札当日の受付までに、必ず必要事項を記入し押印しておいてください。

2. 代理人が入札する場合、入札者の住所・氏名（印は不要）を記入の上、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印してください。

令和 年 月 日

# 委任状

泉佐野市長 様

委任者	住 所
	氏名又は 法人名及び 代表者名 (実印)

私は、次の者を代理人と定め、下記物件の一般競争入札に係る一切の権限を委任します。

代理人	住 所
	氏 名

代理人 使用印	
------------	--

## 記

土地の所在地	地目	面積
泉佐野市上町6195番1	ため池	11,986㎡
泉佐野市上町6195番2	堤	816㎡

(注) 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。  
代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。

# 入 札 書

- 金額はアラビア数字とすること
- 訂正しないこと
- 初めの数字の頭に¥をいれること

金 額		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	—	
											円

ただし、入札物件：泉佐野市上町6195番1他1筆の一般競争入札価格の総額

「市有地（矢畑池）条件付売却募集要領」等を承知のうえ、上記金額のとおり入札します。

令和 年 月 日

入 札 者（入札参加申込者）

住 所

〔 氏名又は  
法人名及び  
代表者名 〕

（実印）

代 理 人

住 所

〔 氏名又は  
法人名及び  
代表者名 〕

（代理人使用印）

泉佐野市長 様

- (注) 1 黒の万年筆又はボールペンで記入し、印鑑登録印を押印してください。
- (注) 2 代理者が入札する場合は、入札者の住所・氏名（印鑑不要）を記入のうえ、代理人の住所・氏名を記入（委任状の代理人使用印を押印）してください。

# 証 明 書

令和 年 月 日

泉 佐 野 市 長 様

申請者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

証 明 書 の  
使 用 目 的

市有地（矢畑池）の売却一般競争入札参加申込みのため

上記の目的に使用するため、下記の事項について証明願います。

証明を必要とされる者

住所

氏名

上記の者の課税がないことを証明願います。

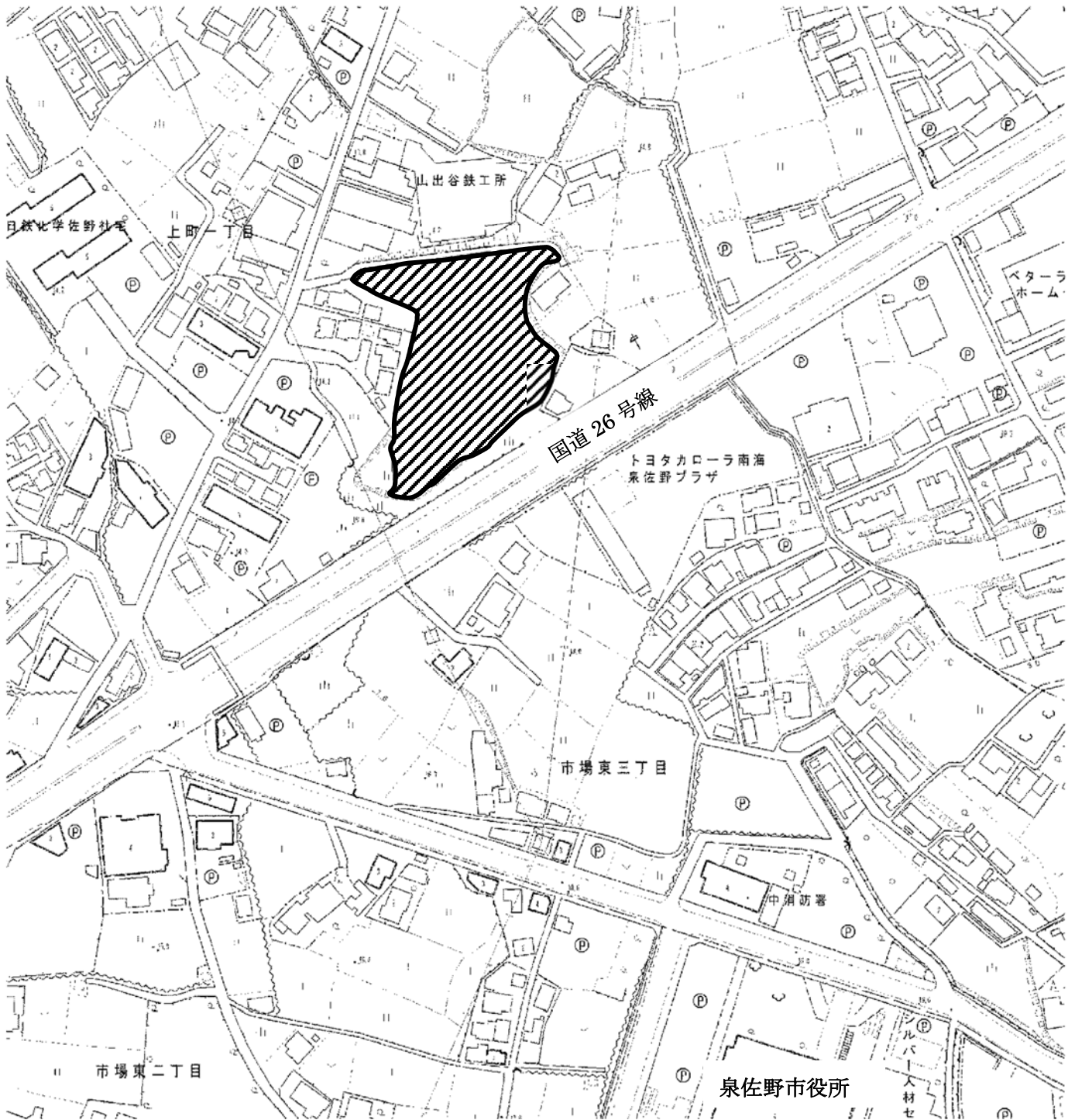
上記の通り相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

泉佐野市長 千代松 大耕

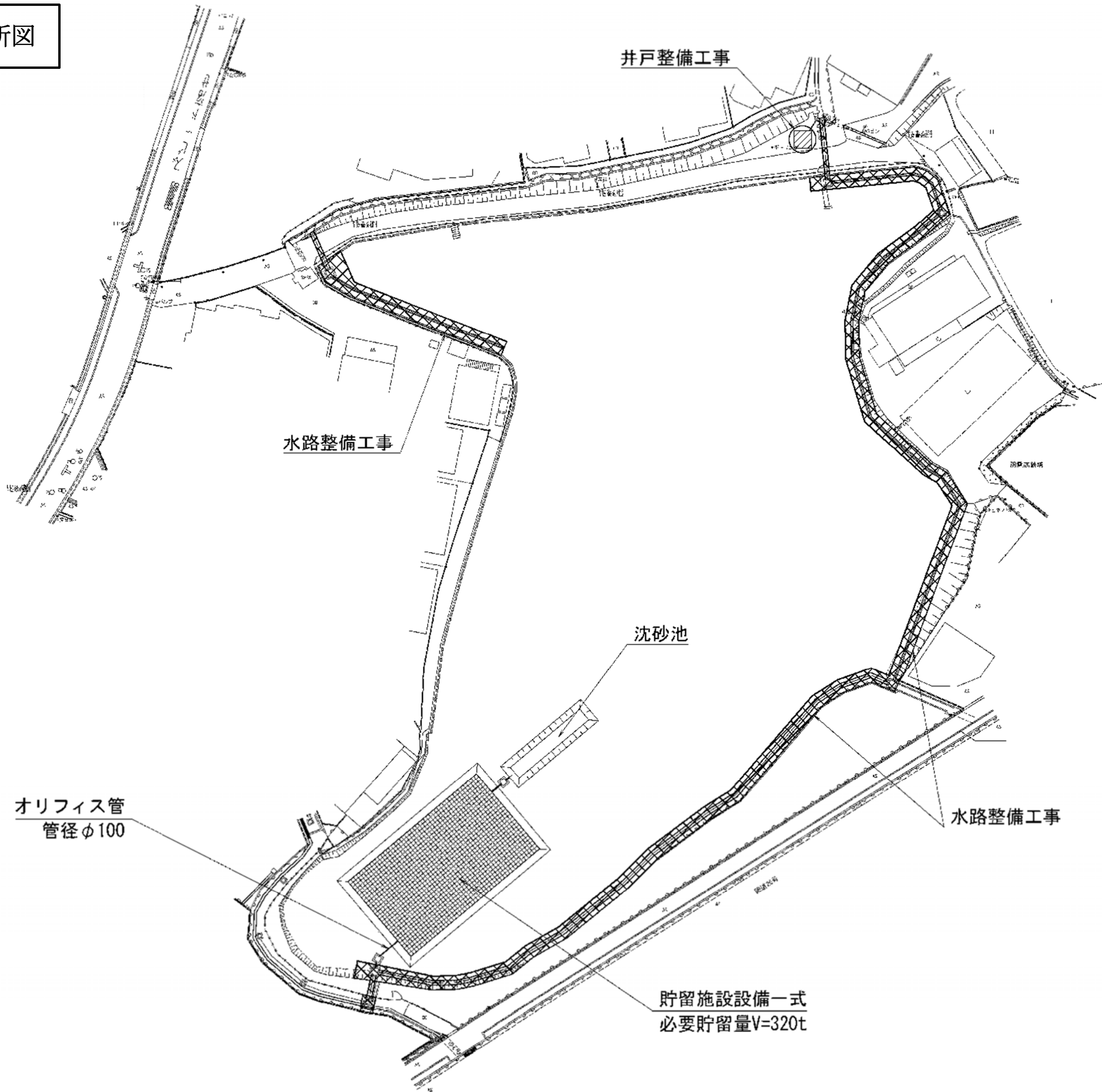
※ この証明を申請するときは、正副2部提出で申請してください。

位置図



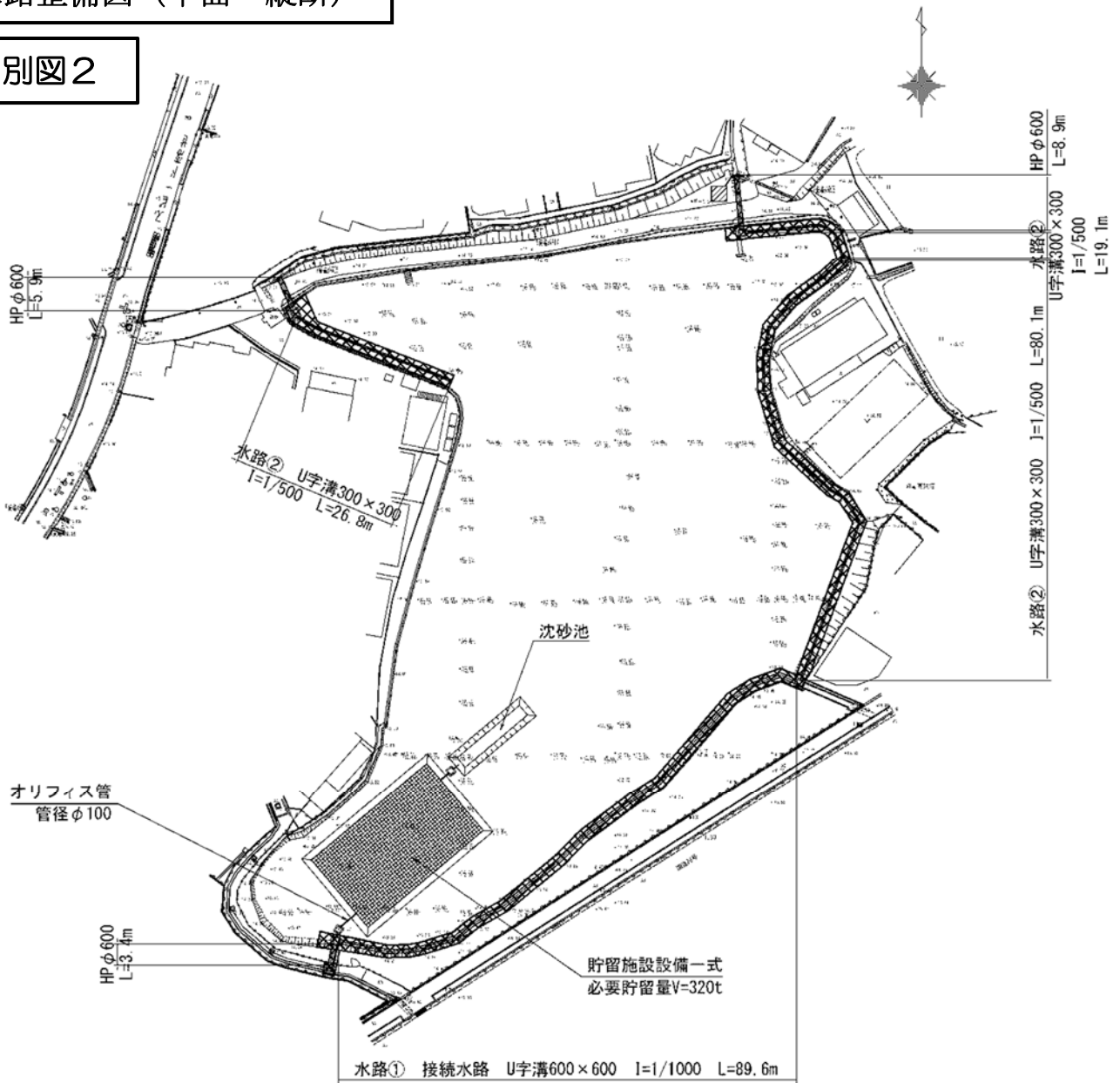
条件工事施工箇所図

別図1



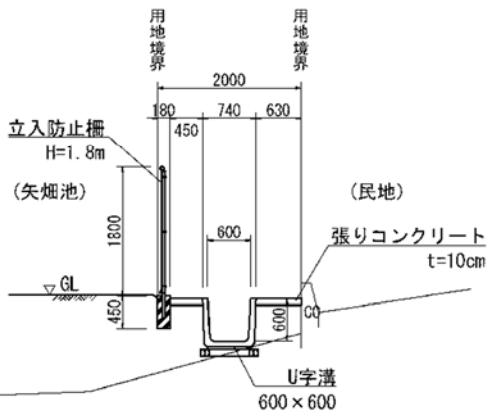
# 水路整備図 (平面・縦断)

## 別図2



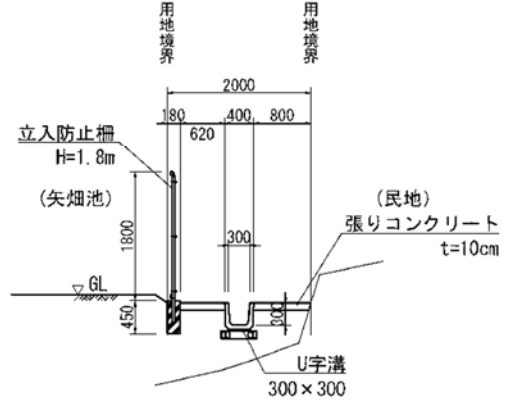
水路①標準断面図

接続水路 U字溝 600 × 600



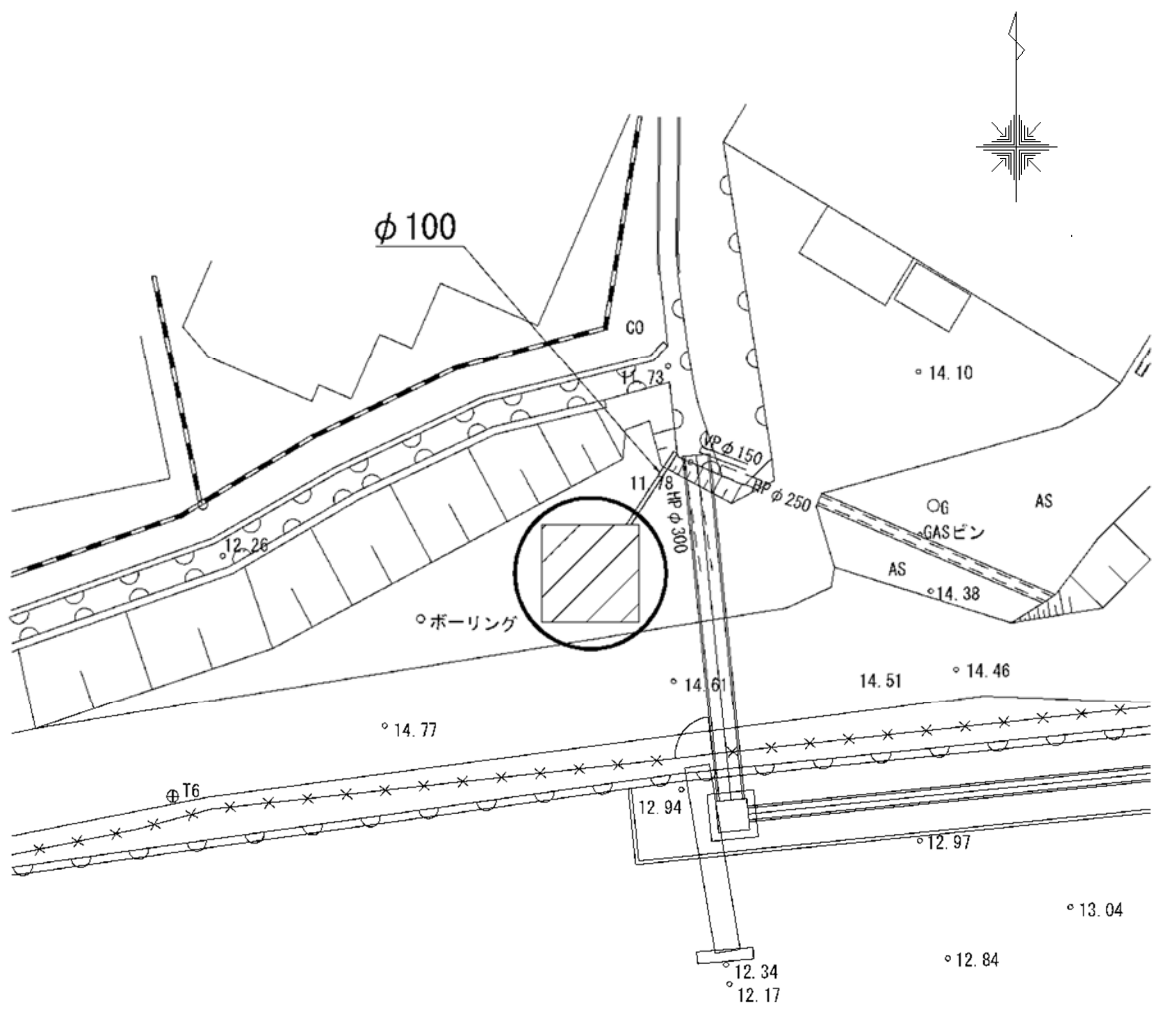
水路②標準断面図

U字溝 300 × 300



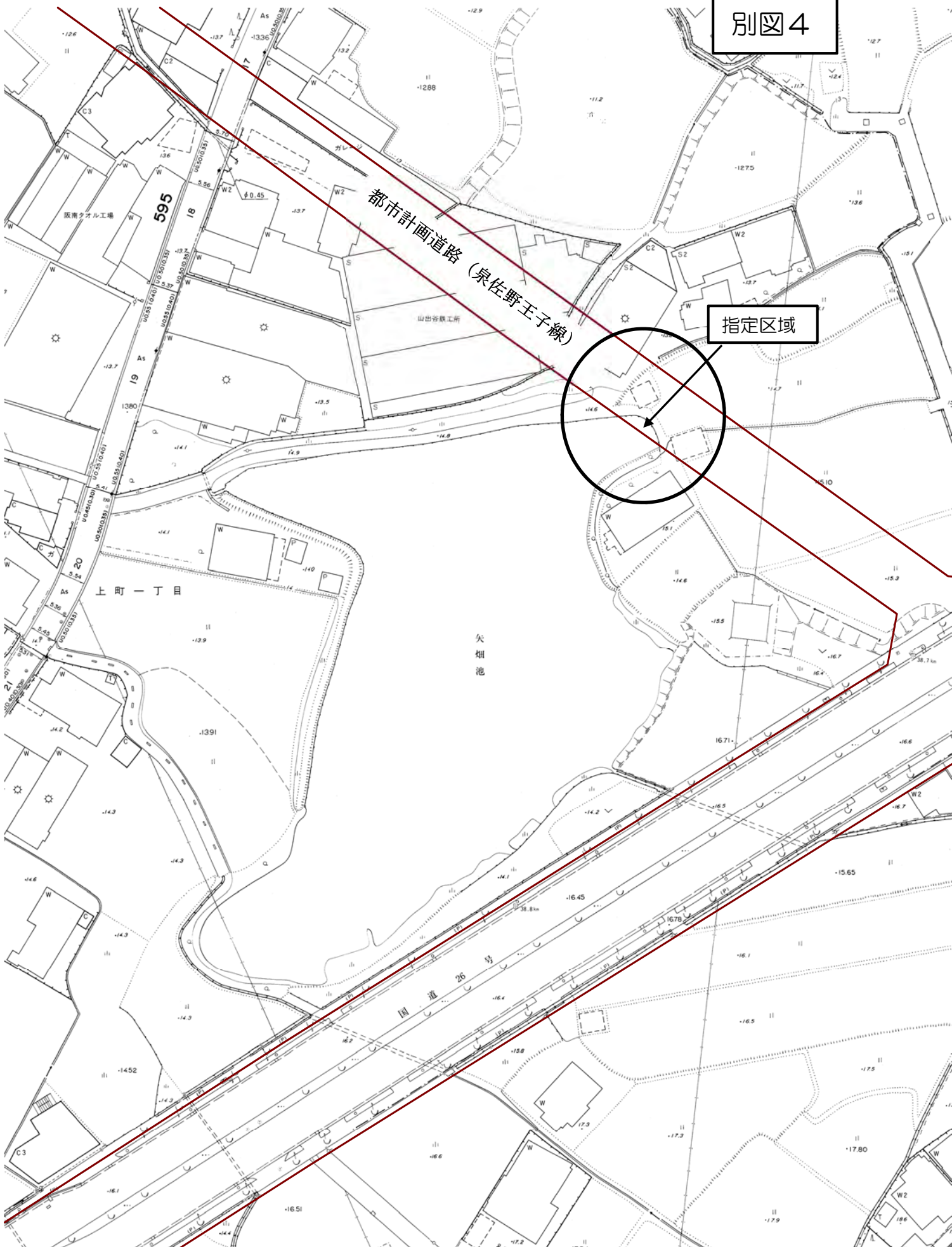
井戸整備図

別図3





別図4





# ボーリング柱状図

調査名 矢畑池土質調査業務委託

ボーリングNo

事業・工事名

シートNo

ボーリング名	No. 1		調査位置	泉佐野市 上町1丁目地内			北緯	34° 24' 37.3"						
発注機関	泉佐野市 生活産業部 農林水産課			調査期間	令和3年8月3日 ~ 3年8月5日			東経	135° 19' 33.4"					
調査業者名	株式会社 関西土木技術センター 大阪支店 電話 (06-6775-5575)		主任技師	菅井 知宏		現場代理人	白波瀬 梢		コ鑑定者	白波瀬 梢		ボーリング責任者	表田 良文	
孔口標高	GH=14.73m	角	180° 上 90° 下 0°		方	北 0° 270° 西 180° 東 90° 南		地盤勾配	鉛直 90° 水平 0°		使用機種	試験錐機 YBM-05		
総掘進長	15.50m		度	0°		向	北 0° 270° 西 180° 東 90° 南		ハンマー落下用具	半自動落下				
									エンジン	ヤンマー NFD10-M		ポンプ	V6-B	

標尺 (m)	層高 (m)	厚 (m)	深 (m)	柱状図	土質区分	色	相対密度	相対稠度	相対稠度	記	孔内水位 (m) / 測定月日	標準貫入試験					原位置試験	試験名および結果	試料採取番号	採取方法	室内試験 (掘進月日)					
												深 (m)	10cmごとの打撃回数	打撃回数 / 貫入量 (cm)	N	値										
14.08	0.65	0.65			盛土・礫混じり砂	暗灰				細～粗砂主体。不均質にφ15mmまでの礫混入。特に上部0.25m、礫分優勢。含水低位。		1.15	1	1	2	4										
13.13	0.95	1.60			盛土・粘土混じり礫質砂	黄灰	緩い			中～粗砂主体。不均質にφ2～20mm程度の礫や粘性土分混入。		1.45	6	7	17	30	4									
11.88	1.25	2.85			盛土・砂質粘土	黄灰	中位			粘性強い。全体に細～粗砂混入。部分的にφ10mmまでの礫や有機物含む。含水中位。		2.15	1	1	2	4	4									
11.13	0.75	3.60			礫混じり粘土質砂	暗緑灰	中位			中～粗砂主体。不均質に粘性土分やφ2～40mmまでの礫混入。含水中位。		2.45	3	7	3	13	30	13	3.00	現場透水試験 9.28E-06 (m/s)	3.15	IP-3	①	密度 粒度 液塑	8/3	
10.53	0.60	4.20			砂混じり粘土	青灰				粘性中位。全体に細砂混入。雲母片含む。含水低位。		3.15	3	3	2	8	30	8	3.50		3.45					
9.28	1.25	5.45			粘土	青灰	中位			粘性中位。わずかに細砂混入。有機物点在。含水低位。		3.45									5.00	ID-5	②	含水 密度 粒度 液塑 軸圧密		
8.93	0.35	5.80			粘土混じり砂	青灰				中～粗砂主体。全体に粘性土混入。		4.15	3	3	2	8	30	8			5.45					
												4.45									5.90	ID-6	③			
												7.15	2	2	3	7	30	7								
												7.45														
												8.15	2	3	2	7	30	7								
												8.45														
5.43	3.50	9.30										9.15	2	4	7	13	30	13								
												9.45														
3.93	1.50	10.80			砂混じり粘土	青灰暗緑灰	非常に硬い			粘性中位。全体に細砂少量混入。下部に進む程、混入量増加。GL-10m付近、有機物含む。含水低位。		10.15	7	9	11	27	30	27								
												10.45														
												11.15	5	6	7	18	30	18								
												11.45														
												12.15	3	3	3	9	30	9								
												12.45														
												13.15	3	3	3	9	30	9								
												13.45														
												14.15	2	3	3	8	30	8								
												14.45														
												15.15	2	2	2	6	30	6								
												15.45														

# 物 件 調 書

所在地	①泉佐野市上町1丁目6195番1・②6195番2			
面積	(公簿) 12,802㎡ (参考) 7,550㎡			
登記地目	①ため池・②堤	現況	①ため池・②堤	
接続道路の状況	・建築基準法第42条に該当する接続道路はありません。			
法令制限等	区 域	市街化区域	用途地域	・準工業地域 ・第1種住居地域
	建ぺい率	60%	容 積 率	200%
	そ の 他	・売買物件の一部に都市計画道路泉佐野市王子線の指定区域が含まれています。		
	文化財調査	届出要(泉佐野市開発指導要綱第11条)		
供給処理施設の状況	供給施設	配管等の状況	備 考	照会先及び電話番号
	公 営 水 道	有	敷地内引込なし	泉佐野市上下水道局 072-467-2800
	電 気	有	敷地内引込なし	関西電力(株)岸和田営業所 072-422-5927
	都 市 ガ ス	有	敷地内引込なし	大阪ガス(株)南部エネルギー営業部 072-238-2334
	公共下水道 (汚水)	無(※3)	敷地内引込なし	泉佐野市上下水道局 072-450-2222
	公共下水道 (雨水)	有	敷地内引込なし	
その他留意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. この物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者自身において、現地及び規制等について調査確認をおこなってください。</li> <li>2. 一部明示結了箇所はありますが土地境界確定測量を実施していません。</li> <li>3. 市道中庄市場線に下水道管が埋設されています。</li> <li>4. 雨水、汚水・雑排水の処理は、各関係機関と協議が必要となります。</li> </ol>			